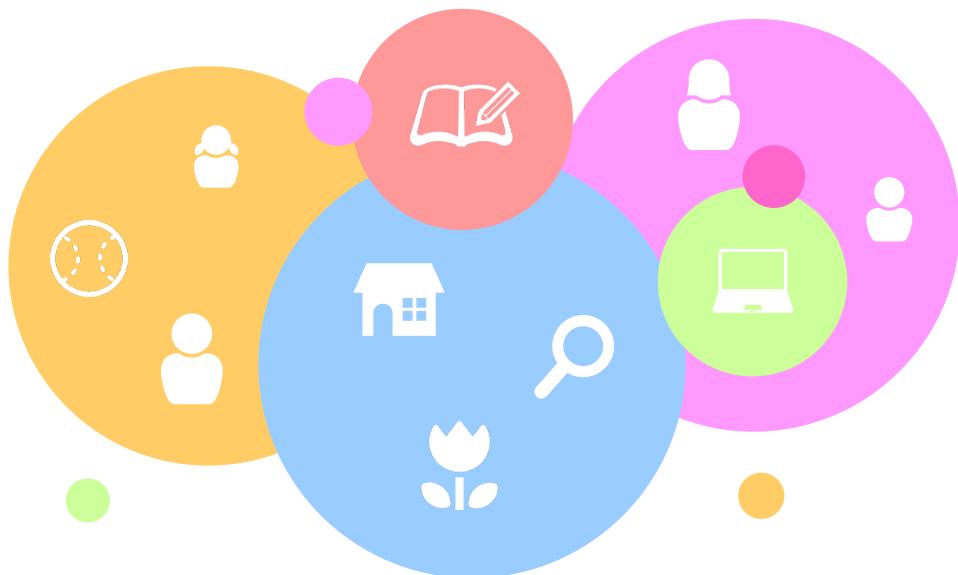


すべての子どもたちと
学校のウエルビーイング
の実現をめざして

子どもたちの社会的自立に向けた 多様な学び支援ガイドブック

～不登校に関する情報～



令和7年11月
岩手県教育委員会

はじめに

国の調査によると、令和6年度における全国小、中、高等学校の不登校児童生徒数は42万人を超え、小中学校だけでみても35万人余りとなっています。本県においても、令和6年度は、小中高合わせて3千人を超える過去最多となっています。

文部科学省では、不登校児童生徒への支援について、令和5年3月に「COCOLOプラン」を、また令和5年10月には「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策に取り組んでいます。

本県でも、学校・家庭・地域社会及び関係諸機関が協力しながら、一体となって取り組む総合的な施策が必要であると考え、様々な取組を実施してきたところです。

令和6年度からは、「不登校支援フォーラム」を開催し、不登校の現状や支援のしくみ等について情報提供を行ってきましたが、不登校はどの子どもにも起こり得るという現状にあって、子どもたちや保護者の皆様に対し、支援や相談に関する情報を、一体的に、より確実に届けられるような取り組みが必要と考え、今回、支援ガイドブックを作成することとしました。

不登校が増え続ける現状ではありますが、子どもたち一人一人の社会的自立に向けて、学校教育が果たす役割の大きさは変わりません。また、子どもたちが学校内外で学び続けることができるよう、保護者と連携して支援していく必要性も変わることはありません。

この支援ガイドブックが、学校・家庭・関係機関が連携協力して支援に当たるための一助となり、子どもたち一人一人が、将来の社会的自立に向けて踏み出す一歩を支えるものになることを願っております。

岩手県教育委員会

目次

1	不登校支援に関する基本的な考え方	・・・・・	P 3
2	子どもの状況を踏まえた支援	・・・・・	P 4
3	別室における学び	・・・・・・・・・・	P 5
4	学校の支援体制	・・・・・・・・・	P 5
5	学校外の多様な学びの場	・・・・・・・	P 6
6	自立に向けた多様な進路支援	・・・・・	P 7
7	様々な相談窓口	・・・・・・・・	P 8
	出席扱いについて（文部科学省）	・・・・・	P 9
	参考資料	・・・・・・・・・・	P 10

1 不登校支援に関する基本的な考え方

- ・教育機会確保法※の内容を踏まえたポイントです。

※平成28年に成立した不登校児童生徒等に対する教育機会の確保を目的とした法律



目指すのは 「社会的自立」	1. 社会的自立を目指す <ul style="list-style-type: none">・目標は、将来子どもたちが精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすことです。・学校に登校するという結果のみを目標とはしません。子どもたち自身が自分の進路を考えられるよう後押しします。
誰にでも起こり得るのが 「不登校」	2. 不登校は問題行動ではない <ul style="list-style-type: none">・不登校の要因は様々です。誰にでも起こり得るのが不登校です。・不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあります。・不登校は甘えでも怠けでもありません。分かっていても動けないこともあります。
必要なのは 「学びの保障」	3. 一人一人に合った支援が必要 <ul style="list-style-type: none">・学習への不安や進路選択上の心配等があることに留意して適切な支援が必要です。・学校での学びを希望する子どもたちもいれば、教育支援センターなどの学校外の学びの場を希望する子どもたちもいます。・必要な支援は不登校の要因等により一人一人様々であり、またその時々で変わります。
大きな役割を担うのが 「学校教育」	4. 学校教育の役割は極めて大きい <ul style="list-style-type: none">・学校教育の一層の充実を図ること、既存の学校教育になじめない子どもたちがいれば、なじめない要因の解消に努めることに取り組みます。

2 子どもの状況を踏まえた支援

自立への道のりは一人一人違います。登校を支援するのか、学校外の支援機関につなげるのか、休養を優先するのか、それぞれの心身の状況変化を見守りながら、幅広い支援を行います。

①学校に行くことはできるが、教室に入ることが難しい。

②外出はできるが、学校に行くことが難しい。

③外出は難しい。

④部屋に閉じこもり、家族ともほとんど顔を合わせない。

【登校を支援】

- ◆別室登校や時差登校など、無理のない登校方法等について、学校や教育委員会と相談することができます。

⇒「3別室等における学び」P5 参照

【教育支援センター等の活用】

- ◆教育支援センターで学習支援を受けることができます。
- ◆一人一人に合わせて個別学習等を行うことができます。

⇒「5学校外の多様な学びの場」P6 参照

【家庭学習を支援】

- ◆オンライン学習等、自宅における学習について相談ができます。
- ◆保護者がSC等へ相談することができます。(相談場所は学校)

⇒「4学校の支援体制」P5 参照

【専門機関等の活用】

- ◆子どもと保護者がSSW等へ相談することができます。(家庭訪問等)
- ◆相談の結果、様々な専門機関を紹介してもらうことができます。

⇒「4学校の支援体制」P5 参照

色々な支援があります。

まずは、学校・教育委員会※に
お問い合わせください。

※市町村立小中学校については各市町村の教育委員会があります。



3 別室等における学び



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ちつかせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。子どもたちのペースに合わせた相談や学習のサポートができます。

ICT等を活用した学習

自宅や別室を教室とオンラインでつなぎ、授業や学級の様子をみることができます。オンラインでの学習では、直接の会話以外にも、リアクションボタンや様々な学習アプリを使用しながら、授業に参加することができます。オンライン上で子どもにとって居場所と感じられるメリットがあり、学習面でのサポートを受けることができます。

4 学校の支援体制

学校内には、学級担任だけでなく、様々な役割や専門性を持つ教職員がいます。その中でも相談の専門家である「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」の職務内容について、紹介します。

スクールカウンセラー(SC)

登校に関する悩みだけでなく、勉強や友人関係など、幅広い相談ができます。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

関係機関とのつなぎ役となり、児童生徒や家庭を支えるネットワークを作ります。学校や関係機関と一緒に解決策を考えます。

子ども・保護者が相談する
機会をつくりたいとき



スクールカウンセラー (SC)

児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者（公認心理師・臨床心理士等）

援助・助言



家庭のことを相談したいとき



スクールソーシャルワーカー (SSW)

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する者（社会福祉士等）

連携・調整

【関係機関】

児童相談所、福祉事務所、保健医療機関、教育支援センター、警察、児童家庭支援センター等

5 学校外の多様な学びの場

学校外にも多様な学びの場や居場所があります。

①県教育支援センター



総合教育センター（花巻）



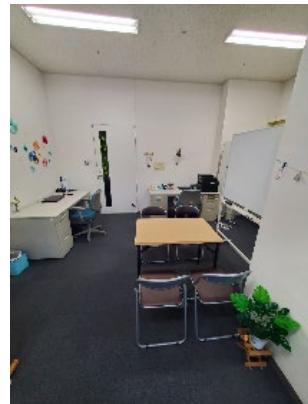
県立図書館（盛岡）

・岩手県教育委員会が設置している教育支援センターです。ふれあいルーム花巻（総合教育センター）、ふれあいルーム盛岡（県立図書館）があります。

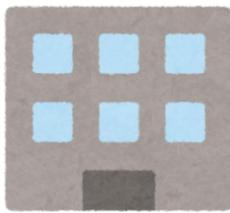


↑ふれあいルーム花巻

ふれあいルーム盛岡→



②教育支援センター



・各地域の教育委員会が設置していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所です。市の施設など、公の建物の中にあることが多い、利用料は基本的に無料です。



[詳しい情報はコチラ](#)

③フリースクール等 民間団体



・一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設をいいます。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。



[詳しい情報はコチラ](#)

6 自立に向けた多様な進路支援

子どもたちの自立に向け、子どもたちが、中学校卒業後に自分自身に合った進路実現を図れるよう、様々な進路先があります。

県立学校等	県内には ・県立高等学校 ・特別支援学校 ・市立高等学校 があります。	 県立学校のHP リンク
-------	---	--

ハイスクールガイド～県立高校案内～ 高校への進学を目指す中学生の皆さん、志望する高校を選択する際に活用できるよう県立高校について紹介しているもの。	 ガイドはコチラ
---	---



岩手県立杜陵高校定時制入試後期日程に新しい入試制度が設けられました。
※岩手県立高等学校入学者選抜実施要項は例年 10 月下旬に公表されます。

岩手県立杜陵高校定時制 入試後期日程 (チャレンジ枠)	【概要】 <ul style="list-style-type: none">令和7年度入試から、杜陵高校定時制後期日程で導入対象は、中学校等において出席状況等に事情があり、高等学校での学習に対して意欲がある生徒検査内容に調査書を用いない 【杜陵高校定時制について】 <ul style="list-style-type: none">単位制（本校、奥州校とも）本校は、1部（主に午前）、2部（主に午後）、3部（主に夜間）。奥州校は、昼間部、夜間部
-----------------------------------	---

私立学校等	県内には ・高等学校 ・特別支援学校 ・専修学校 ・各種学校 あります。	 私立学校等のHP リンク
-------	---	---

7 様々な相談窓口

岩手県教育委員会では、県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介カード」を配付しています。



相談窓口紹介カード (表)

「24 時間子供 SOS ダイヤル」の他にも様々な相談先があります。最寄りの教育事務所(県教育委員会の出先機関)に相談する方法もありますので、どうぞご利用ください。

【盛岡教育事務所】
・盛岡市
・八幡平市
・滝沢市
・零石町
・葛巻町
・岩手町
・紫波町
・矢巾町

【中部教育事務所】
・花巻市
・北上市
・遠野市
・西和賀町

【沿岸南部教育事務所】
・大船渡市
・陸前高田市
・住田町
・釜石市
・大槌町

【県北教育事務所】
・久慈市
・洋野町
・野田村
・普代村
・二戸市
・軽米町
・九戸村
・一戸町

【盛岡教育事務所】
・奥州市
・金ヶ崎町
・一関市
・平泉町

【宮古教育事務所】
・宮古市
・山田町
・岩泉町
・田野畠村

【県南教育事務所】
・いのちの電話 **019-654-7575** (月~土 12:00~21:00、日 12:00~18:00)
・ヤング・テレホン・コーナー (岩手県警) **019-651-7867** / **0800-000-7867** (平日 9:00~17:00)
・青少年なやみ相談室 **019-606-1722** (月~金 10:00~18:00)
・こどもの人権110番 (法務局) **0120-007-110** (平日 8:30~17:15)
・チャイルドライン **0120-99-7777** (16:00~21:00)

【沿岸南部教育事務所】
・ふれあい電話 (岩手県教育委員会) / **0198-27-2331**
・総合教育センター **0198-27-2331**
・教育事務所 盛岡 **019-629-6745** 中部 **0198-22-4981**
・県南 **0191-26-1419** 沿岸南部 **0192-27-9910**
・宮古 **0193-64-2222** 県北 **0194-53-4991**

【県北教育事務所】
・ふれあいメール (メール相談) **fureai@pref.iwate.jp**

相談窓口紹介カード (裏)



出席扱いについて(文部科学省)

文部科学省は、不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」について、以下ののような要件を示しています。

関係機関との連携を行った場合の「指導要録上の出席扱い」

教育支援センターやフリースクール等民間団体等の学校外の公的機関や民間施設で相談・指導を受けている場合、一定の要件の下、校長の判断で指導要録上の出席扱いとすることができます。

(一定の要件)

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会等と連携して判断すること。
- ③当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること。
- ④学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が教育課程に照らし適切であると判断できること。

【参照】「不登校児童生徒への支援の在り方について」初等中等教育局長（令和元年10月25日）

ICT等を活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出席扱い」

小学校、中学校については、自宅等においてICT等を活用した学習活動を行った場合、以下に挙げるような要件のもと、指導要録上の出席扱いとしています。

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②ICTや郵送、FAX等を活用して提供される学習活動であること。
- ③訪問等による対面指導が適切に行われること。
- ④当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること。
- ⑤校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分に把握すること。
- ⑥基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- ⑦学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること。

【参照】「不登校児童生徒への支援の在り方について」初等中等教育局長（令和元年10月25日）

参考資料

- ・「児童生徒の教育相談の充実について」平成29年2月3日文部科学省
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」平成29年3月31日文部科学省
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」令和元年10月25日文部科学省
- ・「生徒指導提要」令和4年12月改訂文部科学省
- ・「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」東京都教育委員会（平成30年3月20日）
- ・「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～埼玉県教育委員会（令和6年3月）

＜改訂履歴＞

- ・第1版 令和7年11月25日



子どもたちの社会的自立に向けた
多様な学び支援ガイドブック

発行元 岩手県教育委員会生徒指導担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL019-629-6146 fax019-629-6144